

93 特別認可法律学校規則制定

〔明治二十一年五月〕

文部省令第 号

明治二十年<sup>七</sup>勅令第三十七号文官試験試補及見習規則第十七条  
第三項中文部大臣ノ認可ヲ経タル学則ニ依リ法律学ヲ教授スル  
私立学校ニ関シ特別認可法律学校規則ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治廿一年 月 日

文部大臣

特別認可法律学校規則

(注記1)

第一条 本令ニ於テ特別認可法律学校ト称スルハ此規則ニ依リ  
テ明治二十年<sup>七</sup>勅令第三十七号文官試験試補及見習規則第十  
七条第三項中文部大臣ノ認可ヲ経タル学則ニ依リ法律学ヲ教  
授スル私立学校タルノ資格ヲ得タルモノヲ謂フ

第二条 特別認可法律学校ハ文部大臣ノ認可ヲ経タル学則ニ依  
リ法律学ヲ教授シ司法官タルノ試験ヲ受ケ得ヘキ者ヲ養成ス  
ルヲ以テ目的トスル所ノ私立学校ニ限ル

第三条 特別認可法律学校ハ修業年限三箇年以上ニシテ民法訴  
訟法商法刑法治罪法中本邦ニ成典アルモノハ之ヲ主トシ外国  
法律ヲ以テ之ニ参照シ其成典ナキモノハ外国法律ヲ以テ之ヲ  
補ヒ又法学通論法理学国法行政法理財学国際私法等ノ中数科  
ヲ加ヘテ教授シ且擬律擬判ノ課ヲ設クルモノタルヘシ

第四条 特別認可法律学校ニ正科生徒トシテ入学スルコトヲ得

ヘキ者ハ年齢満十七年以上ニシテ尋常中学校卒業証書ヲ有ス  
ル者若クハ国語漢文地理歴史数学ノ五科及外国語物理化学ノ  
一科ニ就キ尋常中学校ノ程度ニ依リ試験ヲ経テ及第シタル者  
ニ限ル但数学中三角法ハ之ヲ除キ代数幾何ハ其初歩ニ止ムル  
コトヲ得

第二年級以上ニ正科生徒トシテ入ルコトヲ得ヘキ者ハ前項ノ  
資格ヲ有シ且該級生徒ノ歴修シタル各級諸科目ニ就キ試験ヲ  
経テ及第シタル者ニ限ル

第五条 特別認可法律学校ニ於テ尋常中学校卒業証書ヲ有スル  
者ヲ正科生徒トシテ入学セシムルトキハ該学校長ハ其族籍姓  
名年齢及尋常中学校卒業証書ノ写ヲ具シテ文部省ニ申報スヘ  
シ

第六条 特別認可法律学校ニ於テ正科生徒ノ入学試験ヲ行フト  
キハ該学校長ハ試験期日三十日前ニ其科目及日限時間割ヲ文  
部省ニ申報スヘシ

第七条 特別認可法律学校長ハ入学試験ニ及第セシ正科生徒ノ  
族籍姓名年齢及試験答書並評点ヲ具シテ試験後二十日以内ニ  
文部省ニ申報スヘシ其答書並評点ハ文部省ニ於テ之ヲ検閲ス

第八条 特別認可法律学校長ハ毎学年ノ終ニ正科生徒ノ学年試  
験ヲ行フヘシ其科目及日限時間割ハ試験期日三十日前ニ試験  
成績ハ試験後四十日以内ニ該学校長ヨリ文部省ニ申報スヘシ

第九条 特別認可法律学校ニ於テ最終ノ学年試験ニ及第セシ正  
科生徒ニハ左式ノ卒業証書ヲ授与シ其族籍姓名ハ授与ノ後十  
日以内ニ該学校長ヨリ文部省ニ申報スヘシ但正科生徒ニアラ

サル者ニハ特別認可法律学校ノ名義ヲ以テ卒業証書ヲ授与スルヲ許サス

卒業証書

族籍

姓 名

何年何月何日生

右者本校ノ正科生徒トシテ何

年何月ヨリ何年何月マテ在学

シ本校所定ノ法律学科ヲ修メ

茲ニ其業ヲ卒ヘリ依テ明治二

十一年文部省令第 号特別認

可法律学校規則第九条ニ従ヒ

此証書ヲ授与ス

何年何月何日

特別認可某学校長姓名

印

特別認可某学校教員姓名

印

.....

番号

第十条 文部大臣ハ委員ヲシテ特別認可法律学校ノ試験ニ臨監

シ及管理授業等ノ実況ヲ視察セシム

第十一条 文部大臣ハ特別認可法律学校ノ管理及授業上改良ヲ

要スルモノアリト思慮スルトキハ該学校ニ対シテ其改正ヲ命

ス又本規則第二条ノ目的ヲ達スルコト能ハスト思慮スルトキハ特別認可法律学校タルノ資格ヲ廃止ス

第十二条 特別認可法律学校長ハ每学年ノ初三箇月以内ニ前学年間該学校諸般ノ状況ヲ文部省ニ申報スヘシ

第十三条 特別認可法律学校タルノ資格ヲ得ント欲スルトキハ其設立者設立者数名アルトキハ其総代及学校長連署ニテ左ノ事項ヲ詳具シ東京府庁ヲ經テ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

一 学科課程学期

一 試験規則

一 入学退学規則

一 学校維持法

一 学校名称

一 学校位置

一 正科生徒定員

一 学校長教員履歴

前第一項ヨリ第五項ニ至ル各項ノ変更ハ予メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘク其第六項第七項ノ変更及学校長教員ノ変更新ニ就ル者ニ就テハ其履歴書ヲ添フヘシハ其都度文部省ニ申報スヘシ

第十四条 特別認可法律学校タルノ資格ヲ得タルモノト雖モ尚

一般私立学校ノ例ニ依リ地方官ノ管理ヲ受クヘキモノトス

(注記2)

明治二十一年

内閣総理大臣 花押(伊藤)

(田中)(巖谷)(谷藤)

(印)(印)(印)

(井上)

(印)

(注記3)

各省大臣

外務	(大隈) ①	大蔵	(松方) ①	海軍	(西郷) ①	文部	(森) ①
内務	(山県) ①	陸軍	(大山) ①	司法	(山田) ①	花押	(榎本) ①
				農商務	(黒田) ①	通信	

文部大臣請議特別認可法律学校規則ノ件ヲ審按スルニ其主意文官試験試補及見習規則第十七条第三項文部大臣ノ認可ヲ経タル学則ニ依リ法律学ヲ教授スル私立学校ニ関シ其学則及教員生徒ノ資格ヲ定メ以テ該学校ヲ監督スヘキ条規ヲ設クルニ在リ然ルニ試験規則第十七条第三項ニハ「文部大臣ノ認可ヲ経タル学則ニ依リ法律学政治学又ハ理財学ヲ教授スル私立学校ノ卒業証書ヲ有スル者」トアリテ政治学及理財学ヲ教授スル学校ニ対シテモ亦法律学校同様ニ認可ノ準則ヲ制定スヘキ必要アルカ如シ文部大臣請議ノ追申ニ拠ルニ「政治学理財学等ヲ授ル私立学校ハ目下其学則ヲ認可シ文官試験試補及見習規則第十七条第三項ノ資格ヲ」(シ)依テ別紙修正案ノ如ク御裁可相成リ可然ト思考ス

省令審査委員 (官編) (岩崎) (東口) ① ① ①

文部省令第 号

明治二十年七月七勅令第三十七号文官試験試補及見習規則第十七条第三項(中)文部大臣ノ認可ヲ経タル学則ニ依リ法律学(政治学又ハ理財学)ヲ教授スル私立学校ニ関シ特別認可(法律)学校規則ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治廿一年 月 日

文部大臣

特別認可(法律)学校規則

第一条 本令ニ於テ特別認可(法律)学校ト称スルハ明治二十年七月七勅令第三十七号文官試験試補及見習規則第十七条第三項(中)文部大臣ノ認可ヲ経タル学則ニ依リ法律学(政治学又ハ理財学)ヲ教授スル私立学校(タル)ノ資格ヲ得タルモノヲ謂フ

(第一条) 特別認可法律学校ハ文部大臣ノ認可ヲ経タル学則ニ依リ法律学ヲ教授シ司法官タルノ試験ヲ受ケ得ヘキ者ヲ養成スルヲ以テ目的トスル所ノ私立学校ニ限ル

(第二条) 特別認可学校ハ修業年限三箇年以上ニシテ法理学法學通論憲法行政法民法訴訟法刑法治罪法商法国际法財政学理財学統計学史学論理学等ノ諸学科中七科目以上ヲ学修スル為メ一定ノ課程ヲ設クルモノタルヘシ

但法律学ヲ主トスル学校ニ於テハ擬律擬判ノ課ヲ設クルヲ要ス

(第三条) 特別認可法律学校ハ修業年限三箇年以上ニシテ民法訴訟法商法刑法治罪法中本邦ニ成典アルモノハ之ヲ主トシ外国法律ヲ以テ之ニ参照シ其成典ナキモノハ外国法律ヲ以テ之ヲ補ヒ又法學通論法理学国法行政法理財学国际私法等ノ中数科ヲ加ヘテ教授シ且擬律擬判ノ課ヲ設クルモノタルヘシ

(第四条) (二)条 特別認可(法律)学校ニ(正科生徒トシテ)入学スルコトヲ得ヘキ者ハ年齢満十七年以上ニシテ尋常中学校卒業証書ヲ有スル者若クハ国語漢文(外国語)地理歴史数学ノ(五)科及外国語物理化学ノ(各)科ニ就キ尋常中学校ノ程度ニ依リ試験ヲ経テ及第シタル者ニ限ル但数学中三角法ハ之ヲ除キ代数幾何ハ其初步ニ止ムルコトヲ得

何ハ其初步ニ止ムルコトヲ得



命ス又本規則〔(抹消)第一条ノ目的ヲ達スルコト能ハスト〕〔(朱書)二依リ特

別認可学校タルノ資格ヲ有セシムヘカラスト〕思慮スルトキハ

〔(抹消)特別〕〔(朱書)其〕認可〔(抹消)法律学校タルノ資格〕ヲ廃止ス

第十〔(抹消)二〕〔(朱書)二〕条 特別認可〔(抹消)法律〕学校長ハ毎学年ノ初三箇月以

内二前学年間該学校諸般ノ状況ヲ文部省ニ申報スヘシ

第十〔(抹消)三〕〔(朱書)二〕条 特別認可〔(抹消)法律〕学校〔タルノ資格ヲ得ント欲

スルトキ〕ハ其設立者(設立者数名アルトキハ其総代)及学校長連署ニテ左ノ事項ヲ

詳具シ〔(抹消)東京〕〔(朱書)府〕県庁ヲ経テ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

一 学科〔(朱書)特ニ教科用図書ヲ定ムルトキハ其図書〕

課程学期

一 試験規則

一 入学退学規則

一 学校維持法

一 学校名称

一 学校位置

一〔(抹消)正科〕生徒定員

一 学校長教員履歴

〔(抹消)前〕第一項ヨリ第五項ニ至ル各項ノ変更ハ予メ文部大臣ノ認可

ヲ受クヘク其第六項第七項ノ変更及学校長教員ノ変更(新ニ就職シタル者ニ就

テハ其履歴書ヲ添フヘシ)ハ其都度文部省ニ申報スヘシ〕

〔(朱書)前〕第一項ヨリ第七項ニ至ル各項ノ変更並ニ学校長教員ノ変更

ハ予メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ〕

第十〔(抹消)四〕〔(朱書)三〕条 特別認可〔(抹消)法律〕学校タルノ資格ヲ得タルモノ

ト雖モ尚一般私立学校ノ例ニ依リ地方官ノ管理ヲ受クヘキモノ

トス

〔注記1〕

〔廿五〕〔簿冊内件名番号〕

〔注記2〕

〔文甲七号乙〕

〔注記3〕

〔明治二十一年五月二日〕〔(加筆)修正ノ通〕閣議決定ノ旨通知〔(水野)〕

〔明治廿一年公文雑纂〕  
〔令請議〕 2A, 13, ①115 省